

5月から水道メーターの検針が 「2カ月に1回」に変わります



経費削減および経営改善の一環として、これまで毎月行っていた水道メーターの検針を5月から2カ月1回（隔月）に変更することになりました。これに伴い、「隔月検針・毎月請求」になりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

●検針時期

市内7地区を「奇数月地区」と「偶数月地区」に分け、隔月の1日から15日までに検針します。

- ・奇数月地区…霊丘・白山・安中
- ・偶数月地区…有明・三会・杉谷・森岳

※隔月検針に伴い、これまでの検針日と若干前後する場合があります

●料金の請求

水道料金は、検針日に計量した水量の2分の1を検針月、残りの2分の1を翌月に請求します。2等分したときに端数が生じた場合は検針月の使用水量に加えます。

【例】8/5(前回検針日6/5)に検針し、2カ月分の使用水量が41m³ある場合の料金算定

使用期間	検針水量	算定水量	請求料金	請求時期
6/5～8/5	41m ³	21m ³	8月請求分	検針月(8月)
		20m ³	9月請求分	検針月の翌月(9月)

●経過措置

隔月検針への移行調整として、5月の請求は行わず、6月以降の請求で調整します。(閉栓による精算の場合は除く)

●奇数月検針地区

4月検針分は「4月に請求」、5月検針分は「6月に請求」、7月検針分から2等分し「7月と8月に請求」、以降奇数月に検針、2等分し、「検針月とその翌月に請求」します。

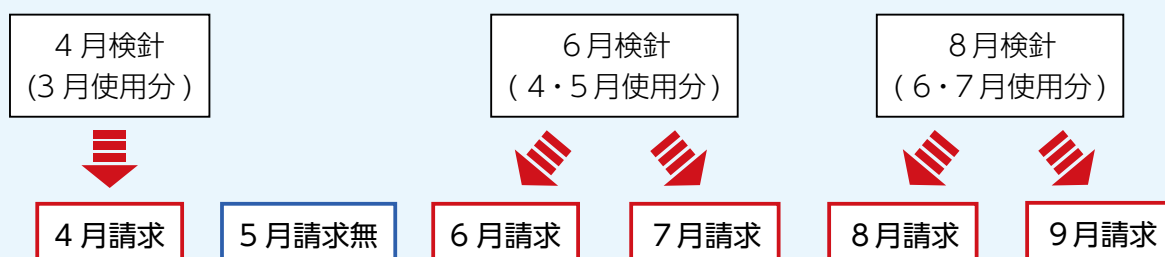
《イメージ》



●偶数月検針地区

4月検針分は「4月に請求」、6月検針分より2等分し「6月と7月に請求」、以降偶数月に検針、2等分し「検針月とその翌月」に請求します。

《イメージ》



●水道使用量のお知らせ（検針票）の見方

隔月検針に伴い5月から「水道使用量のお知らせ（検針票）」が次のように変更になります。

水道使用量のお知らせ(検針票)

島原市水道課

順路	2-00000-000000-000	
メーター 番	999999	口 径 013
区分	検針日	指針
今回メーター指針	H28.8.5	141
前回メーター指針	H28.6.5	100
旧メーター使用水量	使用水量	41
請求月	H28年8月	H28年9月
使用水量	21	20
水道料金	2,883	2,754

(請求番号) 9999999999

島原 太郎 様

島原市上の町537番地

〈口座振替済領収のお知らせ〉

請求月	H28年6月	H28年7月
振替日	H28.6.27	H28.7.25
使用水量	21	20
水道料金	2,883	2,754

※各月の使用料金の振替日は毎月25日です。25日が土日祝日の場合、翌営業日になります。
※振替日に指定口座の残高不足のないようご注意ください。

(お願い)
○メーターBOXの上には障害物を置かないようにし、雑草の除去等メーターBOX周辺の整理整頓をお願いします。
○転居・使用者変更・漏水の場合はご連絡下さい。

現在すべて「1」で表示されていますが、隔月検針になると、偶数月地区が「2」、奇数月地区が「3」として表示されます

使用期間は前回検針日から今回検針日までの間です

2カ月分の使用水量です

水道料金の金額です。使用水量を2等分し、検針月と検針月の翌月に分けて請求します

【例】 $41\text{m}^3 \div 2 = 20.5\text{m}^3$
2カ月分の水量 41m^3 を検針月 21m^3 と検針月の翌月 20m^3 に分ける（端数は検針月に加える）

「口座振替済領収のお知らせ」です。2カ月分を記載します。毎月、通帳で確認してください

●漏水の確認

2カ月に1回の検針となりますので、宅内（敷地内）での水漏れなどの発見が遅くなることが想定されます。

宅内の水道管理は、使用者が行わなければなりませんので、定期的にメーターを確認し、漏水の早期発見に努めてください。

特に、「いつもより使用量が多い」、「毎月少しずつ使用量が増えていく」、「常時水音が聞こえる」、「敷地内でいつも湿っているところがある」などの場合は漏水の可能性があるので、水道課に問い合わせてください。



▶問い合わせ先

水道課業務班（☎ 68-1111 内線 591）

メーター指針（写真の場合は7m³）

仮に前回検針指針が1m³だった場合、この期間の使用水量は6m³になります



パイロット

水を使用していなければ、銀色の円盤部分は完全に止まります。水を使用していないのに少しでも回転していれば漏水の可能性がります